

現 状

市の基本方針

1 現状と市の方針

- ・利用する人と利用しない人において税負担の不公平がある。
- ・児童館等（児童クラブ含む）の登録児童が年々増加し、運営費等の財政負担も重くなってきている。
- ・中核市においてはほとんどの市で有料となっており、現在無料の他市も有料化を検討している。
- ・平均で約3千円のおやつ代を、ほとんどの児童館等（児童クラブ含む）で自主的に徴収している。

市が提供する様々なサービスに要する費用は市民からの税金によって賄われている（市民全体で負担）が、特定の人だけが利用するサービスの場合、利用しない人との間に税負担の不公平が生じることになる。
そこで、サービスを利用する人としていない人の公平性が確保され、市民全体が納得できるものとするために、サービスを利用した人に、利用することによって受ける利益に応じて負担を求めていくことを原則とする。

2 減価償却費の捉え方
(施設建設費等)

- ・昭和40年代の建設～平成16年度建設まで、新旧様々となっている。
- ・木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造と、建物構造に差異がある。
- ・214㎡から670㎡まで、館の規模に大小がある。

1,738,029千円 × 0.9 / 47年^注 = 33,282千円
総取得価格（一部取得価格不明）から算出
注...鉄骨鉄筋コンクリート(学校等)の耐用年数

児童福祉法第34条の7
...市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。
児童福祉法第35条
...市町村は、児童福祉施設を設置することができる

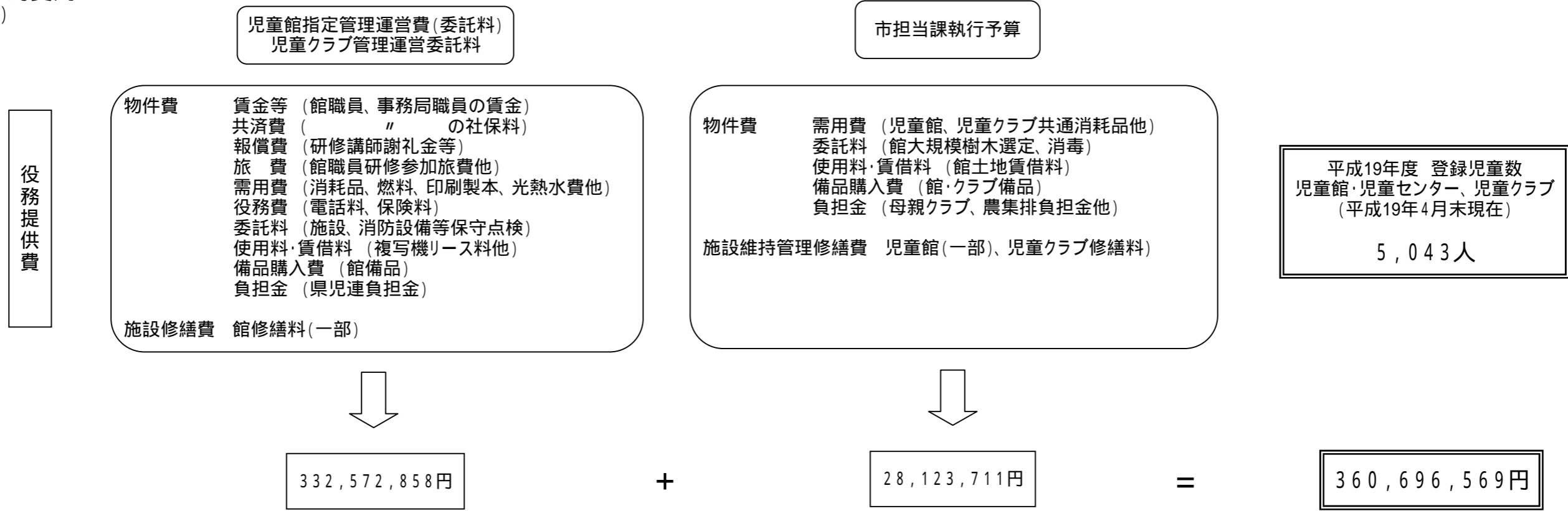
・市は、基本的に実施するものとされている（選択の余地はあり）と考え、全額税負担が適当（利用料として利用者に課すことはしない）。

3 間接的経費の捉え方
(市職員人件費等)

- ・担当部署の現在の人員体制
正規職員4名 嘱託・臨時職員2名
人件費計 30,158千円（普通会計全市職員平均給与費から算出）
- ・利用料導入に伴う人員増（予想 正規1名 + 臨時1名）
増分人件費 8,415千円

本庁等の事業企画管理部門の職員人件費は、役務や施設提供とは直接関係せず、利用の有無によって増減しないものであり、費用的にはあらかじめ税金として得ている。

4 コスト算出の具体的費用
(平成19年度決算額)



5 利用者負担

		現 状	市の基本方針	導入の場合のメリット・デメリット		
利用者負担 有	利用者負担 無	・平均約3千円のおやつ代（一部、実費弁償分含む）のみ徴収（修繕や消耗品費に充てている館もあるため、その分は調査の上、市費による対応としなければならない）	利用者がサービスを受けることで発生する経費や、サービスを提供するために直接必要となる経費については、原則、利用者負担を求め	メリット	・現状と変わらず。	
				デメリット	・利用しない人にとって、税負担の不公平 ・市の財政を圧迫	
	一 律	児童館・センター ... 42 箇所 独立施設（一部除く） 児童クラブ ... 18 箇所 学校教室（一部除く） 子どもプラザ ... 4 箇所 学校教室等 （将来的に54箇所）	・役務提供費はサービスの利用に連動し、施設維持・運営費は施設を提供するために発生する費用で、利用した人はサービスの利用に応じた効果や利益を直接受けられるため、公益・私益性、市場性の度合いによる負担割合を適用する。 利用者の負担割合...児童館等の場合は、保育園と同じく50%	メリット	・場所や形態に関係なく、運営費の一部を負担してもらうという市の方針に沿った方法 ・請求、集金、管理が簡易	
				デメリット	・特にプラザの希望者は、利用日数や時間が少ないので割高感を感じると予想 ・病気による長期休館や中途退館の場合、別に規定が必要	
	変 動	児童館・児童センターと、児童クラブの間の料金格差	・双方とも、主に留守家庭の低学年児童を対象とした放課後児童健全育成事業を行っており、事業内容に変わりはない。 ・児童館・児童センターは独立した施設を持ち、児童クラブは主に小学校の余裕教室等を利用しており、施設的な差がある。	・施設建設費（減価償却費）は、市が提供すべき法的義務・責任の度合いにより、全額税負担が適当としている。 前段の「減価償却の捉え方」の方針と整合性を取る必要がある。	メリット	・児童館・センターと、児童クラブ利用者との間の納得感は、ある程度得られる。
					デメリット	・サービスを受けることで発生する費用という意味合いが、薄くなる。
		児童館等(児童クラブ含む)と、子どもプラザの間の料金格差	・子どもプラザの希望児童は、週に1日から5日等と利用日数に差がある。 ・児童館等（児童クラブ含む）は18時まで（現在）、プラザはそれより前に終了としており、開設時間について両者に差がある。 ・児童館等は（土）や長期休みも開設するのに対し、プラザは開設しないという方針のため、利用日数に差がある。 長野市版放課後子どもプランでは、基本的には低学年の留守家庭児童は児童館等（児童クラブ含む）で、その他の希望児童は小学校余裕教室等を利用した子どもプラザとで分けているが、小学校区の実情により、学年別や家の方面別に分けたり、プラザ1箇所ですべて児童を対象とするなど、柔軟に対応していく。 また、開設時間についても、校区によってはプラザも迎えを原則として18時までとしたり、開設日も、（土）や長期休業中について同じく開設とする場合がある。	・時間単位でのコスト算出を行い、利用時間による個別の使用料等の設定も可能とし、サービスの利用実態、利用者の要望等を勘案して別に定めるものとしている。 徴収事務に伴うコストが利用者負担額を上回る等、徴収コストに見合わない場合は、利用者負担を求めないことができるものとしている。	メリット	・特にプラザ利用者の納得感は、ある程度得られる。
					デメリット	・利用時間や利用日数単位で料金を設定すると、利用状況の把握は当然しているものの、料金の請求や徴収、管理において事務が大変煩雑になる。 ・請求ミスによるトラブルの多発 ・上記に伴う経費が増大 人件費（1h*820円*210日*54施設 = 9,299千円） 他に、システム開発費やランニングコスト、指定管理者職員の人件費
		減免制度（生活保護・所得減免・兄弟割引）	事情により現在のおやつ代も未納となっている家庭がある。	今回の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」では、触れていない。 ・一部を除き、施設利用料や手数料等について減免規定を設けているが、対象や減免割合について、各施設でばらばらとなっている。	メリット	・納付困難者の救済 ・兄弟で利用の場合、保護者負担の軽減
				デメリット	・所得減免等は、請求や納付方法にもよるが、プライバシーへの配慮が十分必要	
延長料金制	・児童館等（児童クラブ含む）の一部利用者から、平日の閉館時間（現行18時）の延長（土）や長期休暇時の開館時間（児童館・児童センターは8時半、児童クラブは9時）を早めてほしい。 という声が上がっている。 （アンケートでは、「現行でよい」が54%、「閉館時間の延長」が30%、「開館時間を早める」が27%）	・時間単位でのコスト算出を行い、利用時間による個別の使用料等の設定も可能とし、サービスの利用実態、利用者の要望等を勘案して別に定めるものとしている。	メリット	・サービスの向上として時間延長を図りやすい。		
			デメリット	・延長分全額を利用料に含めると、現状でよいとする人は不公平を感じる。		